

組合員に関する手続き

1 組合員の資格取得時に給付グループに提出する書類

公立学校共済組合の組合員資格を取得した場合には、所属所はそれぞれの書類を支部に提出してください。

(1) 公立学校共済組合の組合員資格を取得したとき

- ア 組合員・船員組合員資格取得届書（給付様式第 1-1 号）
- イ 被扶養者申告書【認定用】（被扶養者の条件を備える者があるとき）（給付様式第 2-1-1 号）
- ウ 国民年金第 3 号被保険者関係届（20 歳以上 60 歳未満の配偶者を被扶養者とするとき）（給付様式第 2-2 号）

(2) 公立学校共済組合の他支部から引き続き神奈川支部に転入し、組合員資格を取得したとき

- ア 組合員・船員組合員資格取得届書（給付様式第 1-1 号）
- イ 被扶養者申告書【認定用】（被扶養者の条件を備える者があるとき）（給付様式第 2-1-1 号）
- ウ 国民年金第 3 号被保険者関係届（20 歳以上 60 歳未満の配偶者を被扶養者とするとき）（給付様式第 2-2 号）
- エ 他支部で使用していた組合員証等（被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養証、限度額適用認定証を含む以下同じ。）

(3) パートタイム再任用職員（「19 時間」「29 時間」勤務等）だった者が、引き続き、フルタイム再任用職員（38 時間 45 分勤務）となったとき

- ア 組合員・船員組合員資格取得届書（給付様式第 1-1 号）
- イ 被扶養者申告書【認定用】（被扶養者の条件を備える者があるとき）（給付様式第 2-1-1 号）
- ウ 国民年金第 3 号被保険者関係届（20 歳以上 60 歳未満の配偶者を被扶養者とするとき）（給付様式第 2-2 号）

※ 県立学校は、扶養手当の認定を学校事務センターで行っているため、扶養手当の支給確認が必要な場合は、必ず学校事務センター経由で証明を受けてから給付グループへ提出してください。

※ 県機関（県立学校を除く）は、認定を受けた扶養親族全員の扶養親族届を添付してください。

2 組合員の異動及び資格喪失時に給付グループに提出する書類

次のいずれかに該当する場合には、所属所はそれぞれの書類を支部に提出してください。

(1) 組合員が転入したとき

- ① 神奈川県内で任命権者が変わり資格が継続するとき
 - ア 組合員異動報告書（転入用）（給付様式第 1-2 号）
- ② 政令市以外の市町村費負担教職員が所属所を異動したとき
 - ア 組合員異動報告書（転入用）（給付様式第 1-2 号）
- ③ 政令市以外の市町村費負担教職員の任用形態が変わったとき
 - ア 組合員異動報告書（転入用）（給付様式第 1-2 号）

(2) 組合員が資格喪失したとき

- ① 組合員が退職したとき（常時勤務を要する再任用職員を含む。）
 - ア 組合員異動報告書（転出用）（給付様式第 1-3 号）
 - イ 組合員証等（組合員被扶養者証を含む）の返納
 - ※フルタイム再任用職員だった者が、パートタイム再任用職員となった場合はフルタイム再任用職員であった所属所で組合員証等を回収し、組合員異動報告書（転出用）（給付様式第 1-3 号）に添えて返納。
- ② 組合員が死亡したとき（常時勤務を要する再任用職員を含む。）
 - ア 組合員異動報告書（転出用）（給付様式第 1-3 号）
 - イ 組合員証等（組合員被扶養者証を含む）の返納
- ③ 所属所の組合員が公立学校共済組合の他支部に転出したとき
 - ア 組合員異動報告書（転出用）（給付様式第 1-3 号）
 - ※組合員証等（組合員被扶養者証を含む）は転出先の支部（または転出前）の支部へ返納
- ④ 所属所の組合員が他の共済組合に転出したとき
 - ア 組合員異動報告書（転出用）（給付様式第 1-3 号）
 - イ 組合員証等（組合員被扶養者証を含む）の返納
- ⑤ 後期高齢者（75 歳以上）医療制度に加入したとき
 - ア 組合員異動報告書（転出用）（給付様式第 1-3 号）
 - イ 組合員証等（組合員被扶養者証を含む）の返納

※ 資格喪失（取消）証明書が必要な場合は、資格喪失（取消）証明書発行願（給付様式第 4-1 号）を給付グループに提出してください。

- ※ 組合員証を返納する場合は「返納」や「×」と油性ペン等を書いてください。ただし、組合員番号、氏名、QRコードは消さないでください。
- ※ 年金グループ関係の提出書類については、年金グループへお問い合わせください。